

別表（第4条関係）

実施方法の要件一覧

実施方法の要件	
1	月に1回以上開催すること。ただし、荒天その他の子どもの安全を確保するためやむを得ない事情により子ども食堂の開催ができなかった場合は、この限りでない。
2	1回当たりの子ども、その保護者及び地域住民が合わせて10人程度参加できる規模で開催すること。
3	子ども食堂の開催時は、常時責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。
4	子ども食堂で提供する食事は、原則として運営スタッフ、ボランティア等又は参加者が調理した栄養バランスのよいものとする。
5	運営主体は、市等の関係機関と連携を図るとともに、参加者から相談があった場合等には、必要に応じ当該関係機関につなぐよう努めること。
6	利用料金を徴収する場合は、地域の実情及び子ども食堂の目的等を勘案して、運営主体が決めること。
7	子ども食堂において、特定の思想の普及、政治的主張及び宗教の普及を行わないこと。

備考 この表に定める要件を全て満たすこと。